

## 固体量子センサ研究会規程

### 第1条(名称)

本研究会は、公益社団法人応用物理学会 固体量子センサ研究会、英語名「Professional Group of Solid State Quantum Sensor」と称する。

### 第2条(目的)

本研究会は、固体量子センサに関する研究の推進および技術の向上・普及、社会実装の加速をはかることを目的とする。

### 第3条(事業/活動)

本研究会は前項の目的を達成するために次の事業/活動を行う。

1. シンポジウム、研究会、国際会議などの主催。
2. 案内、お知らせのWEB上での広報活動と出版事業。
3. その他本研究会の目的達成に必要な事業/活動。

### 第4条(構成/会員)

本研究会は、前項の目的に賛同する者(会員)により組織する。

### 第5条(会費)

会員は、特に会費を納入しない。

### 第6条(運営委員会)

1. 本研究会に次の役員をおく。  
委員長1名、副委員長1名、庶務幹事1名、会計幹事1名、広報幹事1名、企画幹事若干名、幹事若干名。
2. 運営委員会は、役員をもって組織し、会の運営をつかさどる。
3. 委員長は、運営委員会会務を総括し、委員長の任期は2年とし、再選は認めない。
4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。副委員長の任期は2年とし、連続して再選は認めない。
5. 庶務幹事は研究会の運営に関わる庶務を担当する。庶務幹事の任期は2年とする。
6. 会計幹事は必要に応じて予算案を立案、会計報告を行う。会計幹事の任期は2年とする。
7. 広報幹事は研究会の広報、ホームページ管理などを行う。広報幹事の任期は2年とする。
8. 企画幹事は、応用物理学会シンポジウム、研究会、国際会議などの事業の立案、実施などを行う。

### 第7条(会計)

1. 本研究会の事業遂行に要する費用は応用物理学会(以下、学会という)補助金、会費、寄付金、主催するシンポジウム・研究会・国際会議などの事業において徴収した参加費、およびその他の収入による。
2. 研究会の会計は、学会会計に包括処理され、資産は学会に帰属する。

### 第8条(事業計画および予算、ならびに事業報告および決算)

本研究会の事業計画および予算、ならびに事業報告および決算を学会理事会に報告し、承認を得るものとする。

### 第9条(研究会存続・解散)

1. 本研究会の存続は、3年目ないし延長後3年目の6月末までに学会に申し出て、学会理事会の承認を得るものとする。
2. 本研究会を解散する場合には、その旨を学会理事会に申し出るものとする。

### 第10条(規程の制定および改正)

1. 本規程の改正は、応用物理学会総務担当理事の承認を得るものとする。

2. 本研究会で賞を新設する場合は、その趣旨と賞規程を学会総務担当理事に提出し、承認を得るものとする。賞規程の改正についても、学会総務担当理事の承認を得るものとする。

附則

2025 年 4 月 25 日 総務担当理事承認